

静岡市海洋産業クラスター協議会規約

(名称)

第1条 この会は、静岡市海洋産業クラスター協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、静岡市において、地域の産学官及び国等研究機関の連携のもと、海洋・水産分野におけるイノベーション・ハブとしての役割を果たすことにより、地域発の新事業の創出、既存事業の高度化を促進し、さらには、新たな企業や研究機関、人材を呼び込む事業環境を構築し、海洋・水産関連産業を本市産業経済を支える主要産業の1つとして育て上げることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために必要な次の事項を協議する。

- (1) 海洋・水産関連産業に関するニーズの収集及び提供並びに事業化に関すること。
- (2) 産学官マッチング及び共同研究テーマの発掘に関すること。
- (3) 研究シーズの収集及び提供に関すること。
- (4) 人材育成に関すること。
- (5) 具体テーマに基づく共同研究プロジェクトの実施に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要であると認める事項

(組織)

第4条 協議会を構成する構成員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

なお、必要に応じて追加することができる。

- 2 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。
- 3 協議会に監事1名を置き、委員の中から選任する。

(職務)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会務及び会計を監査する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとし、再任を妨げないものとする。ただし、委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第7条 協議会に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問の任期は委嘱の日から平成32年3月31日までとする。
- 3 顧問は協議会の運営に関し、助言する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。ただし、会長及び副会長が選任される前に招集される会議については静岡市経済局長が招集することができる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。
- 3 会議においては、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が欠席の場合は、あらかじめ会長が指名する者が議長となる。
- 4 第4条第1項に定める委員が会議を欠席する場合、会長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。
- 5 会議は委員（代理を含む。）の過半数の出席をもって成立し、会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは議長がこれを決する。

(担当者部会)

第9条 会議に、担当者部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長及び副部会長には別表第2に掲げる職にある者のうちから会長が指名する者を、部会員には同表に掲げる職にある者（部会長及び副部会長となる者を除く。）をもって充てる。
- 4 部会は、第3条第1号、第3号、第4号及び第6号に掲げる事項に関し検討、調整等を行う。
- 5 第7条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(ワーキンググループ)

第10条 第3条第2号及び第5号に定める事項に基づく事業を推進するため、事業化推進ワーキンググループを設置する。

- 2 事業化推進ワーキンググループに関する規定は、別に定めることとする。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、静岡市経済局海洋文化都市推進本部（静岡市清水区旭町6番8号）に置く。

なお、協議会の事務を処理するにあたっては、静岡商工会議所産業振興・地方創生部新産業課との共同により行うものとする。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年5月10日から施行する。

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

この規約は、平成30年5月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

委員

構 成 員	職 名
静岡商工会議所	専務理事
静岡県中小企業団体中央会	専務理事
東海大学	副学長
静岡大学	副学長
静岡県立大学	副学長
国立研究開発法人海洋研究開発機構	理事
国立研究開発法人水産研究・教育機構	理事
一般社団法人海洋産業研究会	常務理事
静岡市ものづくり産業振興審議会	委員
静岡県経済産業部	産業革新局長
静岡市	経済局長

オブザーバー

構 成 員	職 名
文部科学省研究開発局	海洋地球課長
水産庁増殖推進部	研究指導課長
経済産業省関東経済産業局地域経済部	地域振興課長

別表第2（第8条関係）

部会員

構 成 員	職 名
静岡商工会議所産業振興・地方創生部	次長
静岡県中小企業団体中央会	事務局次長
東海大学清水事務課	課長補佐
静岡大学イノベーション社会連携推進機構	コーディネータ
静岡県立大学地域・産学連携推進室	室長
国立研究開発法人海洋研究開発機構イノベーション・事業推進部 イノベーション推進課	課長
国立研究開発法人水産研究・教育機構研究推進部連携・協力課	課長
静岡県経済産業部産業革新局産業政策課	課長
静岡県経済産業部産業革新局研究開発課	課長
静岡県経済産業部商工業局新産業集積課	課長
静岡県経済産業部水産業局水産振興課	課長
静岡市経済局商工部産業政策課	課長
静岡市経済局農林水産部水産漁港課	課長